原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号 原子燃料工業株式会社 代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び 工事の計画の軽微な変更の届出書

令和2年10月2日付け原規規発第2010025 号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年9月16日付け熊原第21-041号及び令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更届出)について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

[■] 内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、 一部又は全部公開できません。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社

住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

2. 変更に係る加工施設の概要

核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の認可年月 日及び認可番号

認可年月日 令和2年10月2日

認可番号 原規規発第 2010025 号

4. 変更の内容

- (1) 仕様表の改造内容の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付1に示すと おりとする。
- (2) 設備図等図面の変更について、添付2に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、仕様表の改造内容の記載、その他関連箇所の記載を適正化するものである。
- (2) 本変更の理由は、設備図等図面を適正化するものである。

なお、上記(1)~(2)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当する。

添付1

### 15 (1994)		変 更 前(令和2年)	10月2日付け 原規規発第2010025号にて認可)			変更後	変更理由
# 20-20-20	_	表へ-	- 2-1 第1加工棟 仕様(続き)		表へ-	- 2-1 第1加工棟 仕様(続き)	火災区画貫通部の処置
11.3 2 電流影響に対する技術基準を定める名を毎年日本に基づき、分電像に 超級関係の開発を設け、電気火の発生を設止する流光。	術基準に基づく仕		・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り(壁両面): 1 時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上: 2 時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1 時間) 特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚 1.5 mm 以上: 1 時間) や大災区画 1 P-6 (旧前室)の仕様 ・対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備(防火扉) 北面区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上: 2 時間) 北面特定防火設備(防火扉 KSD-2)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1 時間) [11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令第百十二条第 20 項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。	術基準に基づく仕		・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り(壁両面): 1 時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上: 2 時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1 時間) 特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚 1.5 mm 以上: 1 時間) 特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚 1.5 mm 以上: 1 時間) ○火災区画 1 P-6 (旧前室)の仕様 ・対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備(防火扉) 北面区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上: 2 時間) 北面特定防火設備(防火扉 KSD-2)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1 時間) [11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁、床には、建築基準法施行令第百十二条第 20 項に基づき、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。	なお、本変更は貫通部の 処置に用いる材料の追 加であり、適合性評価へ の影響はなく、加工施設 の保全上支障のない変
第1加工様には、李易に織別できる緊急致傷 避難過格を設置する政 計、緊急致傷 避難過格と認定十一大条の周に基づ き原列表面の設置を確需業する部分には緊急致傷 非常用傷明を、消防 注施行令第二十八条に基づき防火対象物に緊急致傷 非常用傷明を、消防 注施行令第二十八条に基づき防火対象物に緊急致傷 諸導引を改置する 設計。 聚念政備 非常用傷明及び緊急設備 諸導引を改置する 設計。 聚念政備 非常用層所及び緊急設備 諸導引を対して、			電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。 [12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。			[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。 [12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。	
27		安全避難通路等	第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリを内蔵するとともに、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機(15) に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。 ○設備の員数(緊急設備) ・非常用照明(14):15 台 ・誘導灯(14):47 台 緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図リー4-1-1に示す。 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する		安全避難通路等	第 1 加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第三十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリを内蔵するとともに、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機(15)、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機(15)に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。 ○設備の員数(緊急設備) ・非常用照明(14):15 台 ・誘導灯(14):47 台 緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図リー4-1-1に示す。 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する	
ω_1			27			27	

第へ-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/3) (a. 第1加工棟:検査11)

				,
	検査の項目		検査の方法(1)	判定基準
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄筋コンクリート)であること。
				人の不法な侵入等の防止ができる鉄筋コンクリート造であること。
			鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ-2-1-8のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が _ 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 2.1 g/cm³以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へ-2-1-20のとおりであること。
			壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す耐震、竜巻、火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上で
				あること。
				耐震: 図へ-2-1-10~図へ-2-1-18の軸組図に示す鉄筋コン
				クリート壁が図へ-2-1-20の壁部材一覧の壁厚以上
				竜巻:別表へ−2−1−11に示す壁厚以上
				大災:図へ-2-1-52に示す壁厚以上
				遮蔽:別表へ-2-1-10に示す壁厚以上
				(参照資料:添2表1-3-1)
		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(コンクリートブロック、鉄筋)であること。
	壁		コンクリートブロックの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートブロックの気乾かさ密度が以上であること。
_		寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。
149				大災: 図へ-2-1-52に示す壁厚以上
				遮蔽:別表へ-2-1-10に示す壁厚以上
	vo vortide	l. fislest	blidd it in the second of the	(参照資料:添2表1-3-1)
	ボード壁		材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(軽量鉄骨、せっこうボード)であること。
		材料	スレートボード及びスレートボードを支持する胴縁の材料を目	不燃性材料(スレートボード、鋼)であること。
	縁)	1.51	視又は関係書類等により確認する。	
		寸法		胴縁の形状、寸法及びピッチが別表へ-2-1-11のとおりであること。
	Prince I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	w-1 cm	測長又は関係書類等により確認する。	
	防火区画		防火区画を適切に設定していることを目視により確認する。	防火区画の設定が図へ-2-1-52のとおりであること。
	防火区画貫通部		防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へ-2-1-52のとおりであること。
	(既設部分)	が覼	貫通部の外観を目視又は関係書類により確認する。	貫通部に隙間がなく、 <u>モルタルその他の不燃材料又は</u> 耐熱シール材等の国
□ ±a		de-de-de-d	++W +	土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。
屋根	鉄板 (湾曲瓦棒葺)		材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
		寸法	瓦棒の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。	瓦棒の寸法が別表へ-2-1-11のとおりであること。
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	母屋の形状、寸法及びピッチが別表へ-2-1-11のとおりであること。
		-to-to-steed	する。	
	鉄板 (折板葺)		材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
	AN W.Z. Infe			鉄板の寸法が別表へ-2-1-11のとおりであること。
	谷樋等	外觀		図へ2-1-5-3のとおり、屋根面の谷樋及び水切りプレート部の間隙
/= /		14 -	スであることを目視、測長又は関係書類等により確認する。	に十分なクリアランスがあること。
(1)) 「関係書類等」には過去	・の検引	室記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等	計による凶害及び与具等を含む。

第へ-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/3) (a. 第1加工棟:検査11) 検査の方法⁽¹⁾ 判

	検査の項目		検査の方法(1)	判定基準
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄筋コンクリート)であること。
				人の不法な侵入等の防止ができる鉄筋コンクリート造であること。
			鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ-2-1-8のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 2.1 g/cm³以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へ-2-1-20のとおりであること。
			壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す耐震、竜巻、火災、遮蔽評価で考慮した厚さん
				あること。
				耐震: 図へ-2-1-10~図へ-2-1-18の軸組図に示す鉄
				クリート壁が図へ-2-1-20の壁部材一覧の壁厚以上
				竜巻:別表へ-2-1-11に示す壁厚以上
				大災: 図へ-2-1-52に示す壁厚以上
				遮蔽: 別表へ-2-1-10に示す壁厚以上
				(参照資料:添2表1-3-1)
	コンクリートブロック	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(コンクリートブロック、鉄筋)であること。
	壁		コンクリートブロックの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートブロックの気乾かさ密度が以上であること。
		寸法	壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが以下に示す火災、遮蔽評価で考慮した厚さ以上であるこ。
				大災: 図へ-2-1-52に示す壁厚以上
				遮蔽:別表へ-2-1-10に示す壁厚以上
				(参照資料:添2表1-3-1)
	ボード壁		材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(軽量鉄骨、せっこうボード)であること。
		材料	スレートボード及びスレートボードを支持する胴縁の材料を目	不燃性材料(スレートボード、鋼)であること。
	緑)		視又は関係書類等により確認する。	
	1124	寸法		胴縁の形状、寸法及びピッチが別表へ-2-1-11のとおりである
			測長又は関係書類等により確認する。	
	防火区画		防火区画を適切に設定していることを目視により確認する。	防火区画の設定が図へー2-1-52のとおりであること。
	防火区画貫通部		防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へ-2-1-52のとおりであること。
	(既設部分)	外観	貫通部の外観を目視又は関係書類により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受け
				を施工していること。
屋根	鉄板 (湾曲瓦棒葺)		材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
		寸法	瓦棒の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。	瓦棒の寸法が別表へ-2-1-11のとおりであること。
				母屋の形状、寸法及びピッチが別表へ-2-1-11のとおりである
			する。	
	鉄板 (折板葺)		材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
			折板の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。	鉄板の寸法が別表へ-2-1-11のとおりであること。
	谷樋等	外観		図へ2-1-5-3のとおり、屋根面の谷樋及び水切りプレート部
		1	スであることを目視、測長又は関係書類等により確認する。	【に十分なクリアランスがあること。

浚

 \mathbb{H}

変

原規規発第 2010025 号にて認可)

(令和2年10月2日付)

辿

変

第へ-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1加工棟:検査11)

	検査の項目		項目		検査の方法(1)	判定基準
	床	土間コンク	リート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料 (コンクリート (鉄筋入り)) であること。
		鉄筋コンク	リート	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料(鉄筋コンクリート)であること。
		(中2階床ス	、ラブ、中2		鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ-2-1-8のとおりであること。
		階天井スラフ	")		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 以上であること。
					コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が 18 N/mm ² 以上であること。
				寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へ-2-1-20のとおりであること。
					床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが別表へ-2-1-10に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であ
						ること。
						床の厚さが表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上
						であること。
		鉄板▮	の屋	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
		根裏)				
		防火区画貫通部 配置		配置	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へ-2-1-52のとおりであること。
		(既設部分、	、中2階屋	外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、
		根裏)				土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。
15	開口部	扉/シャ	防火区画	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
0		ッタ			扉/シャッタの材料を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッタが建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備である
						こと。
				配置	扉/シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッタの配置が図へ-2-1-35-1のとおりであること。
				員数	200	扉/シャッタの員数が図へ−2−1−35−2のとおりであること。
				作動	扉が常時閉鎖式であることを確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
					シャッタが随時作動式であることを確認する。	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シャッタが自動で閉止する
						こと。
			防火区画	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
			以外			
	その他	梯子		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

第へ-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/3) (a. 第1加工棟:検査11)

本 本 本 大田 大田 大田 大田 大田 大	- 1		1A + 5	-F In		1A + a + 1/4 (1)	Nul plant the Ville
### (### ###						検査の方法(1)	判定基準
(中2 階末スラブ、中2 第天井スラブ)		床	土間コンクリート 材料			材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(コンクリート(鉄筋入り))であること。
B			鉄筋コンク	リート	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料(鉄筋コンクリート)であること。
コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度が18 N/m²以上であること。			(中2階床)	スラブ、中2		鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表へ-2-1-8のとおりであること。
対法 鉄筋の配筋ビッチを関係書類等により確認する。			階天井スラフ	ブ)		コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 以上であること。
株の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。 床の厚さが別表へ-2-1-10に示す透厳評価で考慮した厚さ以上であること。 床の厚さが別表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。 床の厚さが表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。 床の厚さが表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。 床の厚さが表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。 床の厚さが別表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。 床の厚さが別表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界の区画境界スラブの厚さ以上であること。 床の厚さが別表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界の区画境界の区画境界の区画境界の区画境界の区画境界の区画境界の						コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が 18 N/mm ² 以上であること。
数板					寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図へー2-1-20のとおりであること。
飲板 一						床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが別表へ-2-1-10に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であ
### おおおという 数板 1							ること。
一							床の厚さが表へ-2-1に示す火災区画境界の区画境界スラブの厚さ以上
根裏							であること。
防火区画貫通部 (既設部分、中 2 階屋 防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。 貫通部は図へ-2-1-52のとおりであること。 貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工していること。 大機性材料 (鉄) であること。 「ア燃性材料 (表) であること。 「ア燃性材料 (表) であること。 「アポース に定める特定防火設備であること。 「アポース に定める に対していること。 「アポース に定める特定防火 に対していること。 「アポース に定める に対していること。 「アポース に定める に対していること。 「アポース に対していること。 「アドス に対していること。 「アポース に対していること。 「アポース に対していること。 「アポース に対していること。 「アポース に対していること。 「アポース に対していること。 「アポース に対していること。 に対していること。 「アポース に対しているに対していること。 「アポース に対しているに対していること。 「アポース に対しているに対していること。 「アプス に対しているに対しているに対していること。 「アポース に対しているに対しでは、対しでは対しないるに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに			鉄板 の屋 材料			材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
(既設部分、中 2 階屋 根裏)		根裏)					
根裏			防火区画貫	通部	配置	防火区画の貫通部の位置を目視により確認する。	貫通部は図へ-2-1-52のとおりであること。
開口部 扉 / シャ 防火区画 材料 材料を目視により確認する。			(既設部分	、中2階屋	外観	貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの
原			根裏)				を施工していること。
こと。 配置 扉/シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。		開口部	扉/シャ	防火区画	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
 配置 扉/シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。 扉/シャッタの配置が図へ-2-1-35-1のとおりであること。	Ô		ッタ			扉/シャッタの材料を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッタが建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備である
員数							こと。
作動 扉が常時閉鎖式であることを確認する。					配置	扉/シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッタの配置が図へ-2-1-35-1のとおりであること。
シャッタが随時作動式であることを確認する。 煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シャッタが自動で閉止すること。 防火 区画 材料 以外 材料を目視により確認する。 不燃性材料(鉄)であること。					員数	扉/シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉/シャッタの員数が図へ−2−1−35−2のとおりであること。
防火区画 材料 材料を目視により確認する。 工と。 以外 不燃性材料(鉄)であること。					作動	扉が常時閉鎖式であることを確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
防火区画 材料 材料を目視により確認する。						シャッタが随時作動式であることを確認する。	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シャッタが自動で閉止する
以外							こと。
				防火区画	材料	材料を目視により確認する。	不燃性材料(鉄)であること。
その他 梯子 外観 梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。 梯子を建物部材に固定していること。				以外			
		その他	梯子		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

変 更 前(合和2年10月2日付け 原規規発第2010025 号にて認可)

第1加工棟の各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。

第1加工棟では、補強工事に係る詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で示した火災 区域を変更し、これに伴い火災区画を変更することとした。変更後の火災区画を図へー2ー 1-52に示す。

本申請では、加工事業変更許可申請書で示した火災区画を変更し、火災区画の床面積及び 可燃物量を見直し等価時間の再評価を行ったが、火災区画内の等価時間が火災区画の耐火時 間を超えないことを確認しており、加工事業変更許可申請書に示した基本方針(加工施設を 火災区画に区分し、火災区画内の燃焼時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。) に 変更はない。

第1加工棟の各火災区画の耐火時間及び等価時間を以下に示す。

○火災区画1 P-1 (床面積 1454 m²)

耐火時間:1.0時間以上 • 等価時間: 0.09 時間

○火災区画1 P-2 (床面積 158 m²)

·耐火時間:1.0時間以上 · 等価時間: 0.02 時間

○火災区画1 P-3 (床面積 531 m²)

·耐火時間:1.0時間以上

· 等価時間: 0.16 時間

○火災区画 1 P - 4 (床面積 344 m²)

·耐火時間:1.0時間以上 等価時間: 0.17 時間

○火災区画1 P-5 (床面積 44 m²)

耐火時間:1.0時間以上 • 等価時間: 0.01 時間

○火災区画1P-6 (床面積 8 m²)

·耐火時間:1.0時間以上 • 等価時間: 0.01 時間

また、評価の詳細を付属書類2に示す。

│(c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行 う。

(記載No. 5-35)

○第1加工棟

火災区域間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁に は、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を 受けたものを施工する。

504

変 更 後

第1加工棟の各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。

第1加工棟では、補強工事に係る詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で示した火災なお、本変更は貫通部の 区域を変更し、これに伴い火災区画を変更することとした。変更後の火災区画を図へ−2− 処置に用いる材料の追 1-52に示す。

本申請では、加工事業変更許可申請書で示した火災区画を変更し、火災区画の床面積及びの影響はなく、加工施設 可燃物量を見直し等価時間の再評価を行ったが、火災区画内の等価時間が火災区画の耐火時┃の保全上支障のない変 間を超えないことを確認しており、加工事業変更許可申請書に示した基本方針(加工施設を 更である。 火災区画に区分し、火災区画内の燃焼時間が火災区画の耐火時間を超えない設計とする。) に 変更はない。

第1加工棟の各火災区画の耐火時間及び等価時間を以下に示す。

○火災区画 1 P - 1 (床面積 1454 m²)

·耐火時間:1.0時間以上 · 等価時間: 0.09 時間

○火災区画 1 P - 2 (床面積 158 m²)

·耐火時間:1.0時間以上 · 等価時間: 0.02 時間

○火災区画 1 P - 3 (床面積 531 m²)

·耐火時間:1.0時間以上

· 等価時間: 0.16 時間

○火災区画 1 P - 4 (床面積 344 m²)

•耐火時間:1.0時間以上 · 等価時間: 0.17 時間

○火災区画1P-5 (床面積 44 m²)

·耐火時間:1.0時間以上 · 等価時間: 0.01 時間

○ 火災区画 1 P - 6 (床面積 8 m²)

·耐火時間:1.0時間以上 · 等価時間: 0.01 時間

また、評価の詳細を付属書類2に示す。

(c) 火災区域を貫通する電線、配管類は、建築基準法に基づく防火区画の貫通部の処理を行 う。

(記載No. 5-35)

○第1加工棟

[11. 3-B3]

火災区域間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁に は、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、モルタルその他の不燃材料又は耐熱シー ル材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する。

504

変更理由

火災区画貫通部の処置 を適正化するため。 加であり、適合性評価へ

添付 2

変更箇所を下線又は雲マークで示す。

	رجاد	~~	1.4	[C-1	<i>l</i> -	K.I	1 1	
	構造部材の仕様の記載 む逆エルチスキル	を過二化するため。 なお、本変更は構造部	及び本	数を実態に合わせて変	り、適合	性評価への影響はな	く、加工施設の保卸口 古蹄のない弥画ためる	
変更理由	の仕様	ッのた数更は	、寸法	に合む	りたも	の記念	を受り できまり かんりん かんりん かんりん かんりん かんりん しょう かんりん しょく しょく かんりん しょく	
赘	告部材	편 55、 十	の形状	を実態	するも(4年。	海上である。	
	構	<u> </u>	<u>‡</u>	麥	<u></u>	<u>H</u> ,		·
		-						
		1						
溆								
≡ ⟨	93	1						
変								
		!						
		!						
		-						
		-						
		-						
		·						図へ-2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2
		-						
(山)		-						
こて認可)								
25 号に								
20100								
発第		1						
原規規発第 2010025		i !						
1	1							
2日付け								
0月		 						
-		i !						
2年								
合和2年		 						"
前 (令和2年	1							
更								
遍								